

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求事件
国側当事者・国
令和元年11月7日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	世良 正治
同	須波 敏之
同	神山 典子
同	五月女 浩一
同	南雲 正和
被告	医療法人社団Y
同代表者清算人	A

主 文

- 1 原告と被告との間において、別紙供託金目録記載1及び2の各供託金につき、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項に同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 原告の滞納会社に対する租税債権の存在

原告（所轄庁・東京国税局長）は、株式会社B（以下「滞納会社」という。）に対し、平成30年6月19日当時、別紙租税債権目録記載のとおり、既に納期限を経過した合計262万0420円（ほかに未確定延滞税あり。以下「本件租税債権」という。）の租税債権を有していた。

なお、本件租税債権は、令和元年7月11日現在においても、その全額が未納となっている。

(2) 被告の概況

被告は、C診療所及びD循環器科を開設する医療法人であったところ、平成25年8月●日、厚生労働大臣による設立認可の取消しにより解散した。

医療法56条の3は、「医療法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。」

と規定しており、また、被告の定款では、「本団体が解散した時は、理事がその清算人になる。但し、社員総会の議決に依って、社員の中からこれを選任することが出来る。」とされており、医療法56条の3にいう別段の定めはない。

被告が解散した当時、被告の理事長はA（以下「A」という。）であり、被告の解散後、被告が清算人を選任した事実は確認できていない。

（3）被告の滞納会社への債権譲渡

ア 被告の理事長であったAは、平成14年1月13日に開催された被告の臨時社員総会において、被告がE連合会（以下「E連合会」という。）などに対する同年2月及び同年3月受取分の診療報酬債権などを、1000万円を限度に滞納会社に譲渡することについて承認を受けた。

イ また、滞納会社の代表取締役でもあったAは、平成14年1月14日に開催された滞納会社の臨時取締役会において、被告がE連合会などに対する同年2月及び同年3月受取分の診療報酬債権を、1000万円を限度に譲り受けることについて承認を受けた。

ウ 被告は、平成14年1月14日、滞納会社との間で、被告のE連合会に対する同年2月及び同年3月支払分の診療報酬債権を譲渡する旨の合意をした。

エ 被告は、平成14年2月15日、E連合会に対し、上記ウの債権譲渡に係る債権譲渡通知書を内容証明郵便で送付し、当該債権譲渡通知書は、同月18日にE連合会に到達した。

（4）E連合会による供託

ア E連合会は、平成14年2月28日、被告に対し、同月支払分の診療報酬386万5130円の支払債務を負っていたところ、債権者を確知できないとして、別紙供託金目録記載1のとおり供託した（以下「本件供託金1」という。）。)

イ E連合会は、平成14年3月28日、被告に対し、同月支払分の診療報酬262万2366円の支払債務を負っていたところ、債権者を確知できないとして、別紙供託金目録記載2のとおり供託した（以下「本件供託金2」といい、本件供託金1と併せて「本件各供託金」という。）。)

（5）原告による本件各還付請求権の取立権の取得

原告は、平成30年6月19日、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）47条1項及び62条の規定に基づき、滞納会社が有する本件各供託金の還付請求権（以下「本件各還付請求権」という。）を差し押さえ、当該差押えに係る各債権差押通知書は、同月21日、さいたま地方法務局供託官に送達された。

これにより、原告は、徴収法67条1項の規定に基づき、本件各還付請求権の取立権を取得した。

（6）確認の利益

以上のとおり、原告は、本件各還付請求権の取立権を有するところ、被告は、原告が本件各供託金の払渡請求をするために必要な承諾書（供託規則24条2項）を提出しない。

そこで、原告が本件各供託金の払渡しを受けるためには、原告と被告との間で、原告が本件各還付請求権の取立権を有することの確認を求める必要がある。

（7）よって、原告は、被告に対し、原告と被告との間において、原告が別紙供託金目録記載の本件各還付請求権の取立権を有することの確認を求める。

2 請求原因に対する認否等

別紙「答弁書」及び「準備書面Ⅲ」記載のとおり

第3 当裁判所の判断

- 1 後掲の証拠（枝番のあるものはこれを含む。）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因（1）（甲2）、同（2）（甲3ないし5）、同（3）（甲6ないし11）、同（4）（甲10、11）、同（5）（甲12ないし14）及び同（6）（甲15）の各事実がいずれも認められる。

なお、被告が上記「答弁書」及び「準備書面Ⅲ」等で種々指摘する事情は、いずれも本件の結論を左右するものとは認められず、原告の請求を棄却すべきとする被告の主張は採用できない。

- 2 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

裁判官 五十嵐 浩介

別紙 供託金目録、租税債権目録 省略

別紙

令和元年（ ）第 号
事 件

準備的
第 1 回 口頭弁論 陳述
弁論準備

令和元年九月拾壹日

東京地方裁判所
民事第 1 6 部 F 係御中

受領書あり

原 告
原告代理人 世 良 正 治
神 山 進 浩 一
五 月 女 浩 一
南 雲 正 行

被 告 医療法人 Y
A

答 弁 書

【 答弁の主旨 】

- 1 原告の請求は失当であり、これを棄却する。
- 2 訴訟費用は当然、原告の負担とする。
との判断を求める。

【 答弁の詳細 】

- 1 原告代理人は法律の条文には長けている模様である。
- 2 然し本訴状には“生活臭”が無い。換言すれば統合性或いは整合性がなく、所謂 5W1J
すら明確でない。従って訴訟の継続は困難である。
依って棄却を求める。

【 答弁内容の説明 】

具体的に申し上げますと

- I 原告が何方かすら不明である。 国？法務省？
- II 被告の肩書を医療法人 Y・理事長とあるが、同法人は廃止になったと認識しながら何故その肩書を利用しているのか？
- III 原告代理人が書類により一部交代している理由にどのような意味を持たせるのか？
- IV 以上は形式的な違和感に過ぎないが本質的な問題として、(株) B の滞納額支払い問題を被告が議論する立場にないのを、法律に精通している筈の五人の代理人はお判りなのか？失当である。

以上

別紙

準備的
第1回 口頭弁論 陳述
弁論準備

令和元年拾月拾日

令和元年（ ）第 号
事 件

東京地方裁判所
民事第16部F係御中

原 告

原告代理人 世 良 正 治
神 山 進
五 月 女 浩 一
南 曇 正 行

医療法人 Y
元理事長 A
株式会社 B
代表取締役 A

両法人代理人

被 告 A

準 備 書 面 III

【要 請 書】

本件は次の如きご判断を期待します。

- I 医療法人Yの診療により生じF支払基金等両組織から支払われた診療報酬は、(株) Bが受領する権利を有するものとすると考えられます。
- II この内、(株) Bの源泉徴収額の未払納税金原額を原告が受領するのは当然と、心得ます。
- III 更に原告の主張する延滞税の一部を、原告が受領する権利を有するものと認めます。
- IV 延滞税の加算期間の範囲は、源泉徴収税額が決定し支払義務の生じた時点から東京都国税局の差押えが成立した日迄とし、如何なる他の理由、事情を原告が主張しても以後の加算を認める根拠はないと解釈して戴きたいと願います。

【差押当時の概況】

- I 約20年前の事件で記憶も薄れ、どうしてこのような事態を迎えたのかよく判らない部分もありますが、記憶を辿り概況を説明申し上げます。間違っている点があるかも知れません。
- II 今更主張する心算ありませんが、元来医療法人Yは慢性の赤字の粉飾決算でした。医療法人制度に誤解があったのです。
その概要の一部だけ申し上げますが、日常の診療の他夜間も泊込みをしながら診療所で働いたAは無報酬でした。
- III その間の事情を準備書面IIで説明したのでご参照下さい。粉飾決算をしなければ医療法人Yに利益が発生する筈もなく、東京都国税局から差押えを受ける筈も無かったという構図になります。
- IV 従って医療法人Yの診療報酬を(株)Bに家賃の他、医療機器の賃借料の滞納の続く状況で診療報酬の譲渡は単なる債権逃れではありません。正当なビジネス行為の一環でした。
- V 本来支払基金等に対する診療報酬の債権譲渡は数々の苦い経験から、屢、行った経験がありますが、都内の支払基金等は手馴れており、問題なく譲渡先に振込まれていました。
- VI 本件に就いても同様に譲渡が成立し、(株)Bの所定口座に振込まれたと思いでいました。
- VII 数年前東京都国税局から提示された供託書を拝見し、初めてその存在を知ったのです。
- VIII 回顧すると、診療報酬の請求は最後の診療月の翌月8日締切で、翌々月20日過ぎの振込みであり、同通知書はその頃発送されたということは、入間市のD循環器科を引き払った翌々月の混乱に紛れて転居届を出し忘れ、F支払基金等の供託通知書を受け取っていなかったのかも知れません。
- IX 一方、診療報酬の入金の有無に関わらず、資金繰りで診療報酬が譲渡先の口座に振込まれていない事実に、気付かなかった可能性もあったのでしょうか。
- X 推定に過ぎませんが、東京都国税局は医療法人Yに対する差押えに失敗したものの、後日譲渡先が(株)Bである事実に気づき、これを奇貨としてその被譲渡金を差押えたのでしょうか。その折の認識のずれ、行動の齟齬が今回の訴訟の遠因でしょうか。

【東京都国税局の対応】

一方、東京都国税局の対応は不可解でした。

- I 差押え直後に東京都国税局が提訴すれば問題なく今回の被告案の如き決着を見たのではないのでしょうか？
- II 被告は被譲渡金が供託された事実もそれが再度差押えを受けた事実も知らず、動きようがなかったのですが東京都国税局がその事実を知りながら何故動かなかったのか、忒通りの解釈が出来ます。
A 通常の出立額に比して1～4桁少なく、後回し或いは歴代の担当官の引継ぎ漏れ。
B 取立額の増額を画策し、故意に決着を遅らせた。
C その他。

がありでしょうか。

特に最近数年の東京都国税局の対応を拝見すると、B項が本心ではないかと思われる節があります。この辺りの概況を、以下、別途に説明します。

【最近数年の東京都国税局の対応】

数年前に東京都国税局より呼出状が届き、今回の訴訟の発端となりました。

同局の当時の担当者が説明、医療法人Yに対する差押えは無効だったが譲渡先の株式会社Bへの差押えは有効である。

就いてはその分配をするに当たり、協会の源泉徴収税滞納額に加えて約15年分の延滞税を加算するので、協会の受取分は約120万円（書類を突返したので記憶に留める数字で不正確）とするので、同意書に署名押印せよという。

“それには応じられない”と拒否しました。

以後毎年延滞税加算を記した書類を送付するので、その都度、逆に冒頭の被告側の主張をお届けすることにしました。

しかし一向に進展しないので、同局相談係へ電話で照会すると、窓口担当者は“Aさんの主張が正しい。担当者に伝える”と云ってくれましたが梨の礫。

当方から訴訟を起そうと同局に関係書類の開示を求めると、開示拒否の回答（公開条例違反の疑い）。

そこで一計を案じ、”書類に署名押印しないことにするから東京都国税局は延滞税増額どころか元金すら収税できなくなる”と挑発。同局はしぶしぶ今回の提訴に及んだ次第です。

【東京都国税局の対応の問題点】

- I 上から目線で一方的な自己主張。
- II 公僕立場を忘れ、国民に対し支配的且、傲慢な態度。
- III 国民の窮状に理解を示さない。
- IV 苦しみの余り国民側が折れるのを待っているのではないか？
- VI 情報開示法違反の行為。
- VII VI項の違法行為を含めた数々の不法行為、脱法行為。

【本事件の焦点】

- I 清算の基準日の決定。
- II 東京都国税局の過失若しくは故意による清算日に後倒しに依る加算を絶対容認しないで戴きたい。
- III 如何なる理由にしても、清算日の後倒しを認めればそれを判例として向後は、他の租税徴収機関も故意に解決を遅らせる悪例となる、つまり万人に迷惑をお掛けするので、差押え当日を清算日にして戴きたく、お願いする次第です。

以上